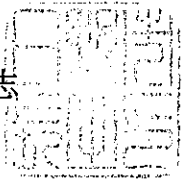




日市保第 1512 号
令和7年12月18日

日野市国民健康保険運営協議会
会長 森 沢 美和子 様

日野市長 古 賀 壮 志



子ども・子育て支援金制度開始に伴う国民健康保険税率等について(諮問)

国民健康保険事業の運営につきまして、ご指導、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

政府は、「こども未来戦略」において、少子化対策等を目的とした総額 3.6 兆円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、その財源の一部とするため「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

同制度は、令和8年度から毎年度、国民健康保険を含む保険者等から支援納付金を徴収するもので、その支援納付金は、被保険者の皆様に、個人の所得等を考慮して負担額を分配し、医療保険料(税)とあわせてご負担いただくこととなっており、市が徴収した支援納付金については、都に事業費納付金として納めることとなります。

つきましては、この子ども・子育て支援金制度について、日野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、以下の内容について諮問いたします。ご審議の上、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 諮問内容

- (1) 日野市国民健康保険における子ども・子育て支援納付金分の令和8年度の税率について

令和8年4月1日に施行される子ども・子育て支援金制度に基づき、被保険者から徴収する日野市国民健康保険税(子ども・子育て支援納付金分)の税率については、東京都の方針に従い、確定係数における事業費納付金の額により東京都が算定し、日野市に示す標準保険料率に基づく額とする。

- (2) 令和9年度以降の子ども・子育て支援納付金分の税率変更に伴う貴協議会への諮問・答申について

東京都の方針に従い、確定係数による標準保険料率に基づいた額にて毎年度徴収を行うため、今後、本協議会での毎年度の諮問・答申は行わず、意見聴取のみとする。

2. 答申期限

令和8年1月7日